

## 佐久市工事監理委託業務成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「佐久市建設工事等成績評定要綱」(平成17年佐久市告示第106号。以下「評定要綱」という。)の規定に基づき、評定要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象とする委託業務は、評定要綱第2条に規定する評定の範囲のうち、建設工事に係る工事監理業務とする。

(評定の方法)

第3条 評定は評定要綱第5条の規定により、委託業務ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定の結果は、様式第1号「工事監理委託業務成績評定表」(以下「評定表」という。)に記録するものとする。
- 3 評定は、様式第2号「工事監理委託業務成績採点表」及び別添の「佐久市工事監理委託業務成績評定要領の運用」により実施するものとする。
- 4 項目別評定点は、様式第3号「項目別評定表」に記録するものとする。
- 5 項目別評定点は、様式第4号「項目別評定点採点表」により算出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の規程は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する契約に係る工事監理委託業務の評定に適用し、施行日前に締結した契約に係る工事監理委託業務の評定については、なお従前の要綱により、この要領は適用しない。
- 3 前項の規程にかかわらず、平成20年4月1日以後に完了する工事監理委託業務の評定については、当該工事監理委託業務に係る契約が施行日前に締結されたものであっても、この要領の規程を適用する。